

「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について

1 現行「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」について

西東京市では、子ども支援・子育て支援の推進を図るため、平成27年度から平成36年度までの10か年を計画期間とする「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」を策定し、5年が経過した時点で計画の見直しを行い「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」後期計画（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5か年）を策定し、子どもが健やかに育ち、育まれる環境づくりのさらなる推進に取り組んできました。

現行計画には、次世代育成支援対策推進法により策定を任意とされている「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」及び西東京市子ども条例に規定する「子ども条例推進計画」の内容を包含しています。

2 こども基本法施行について

国は、令和5年4月1日にこども基本法を施行し、令和5年秋にはこども大綱を策定する予定です。

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針や重要事項を定めるものです。これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化されることになります。

また、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、子ども施策についての計画として「こども計画」を策定することが努力義務化されています。なお、こども計画は、子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）、子供の貧困対策計画（子供の貧困対策の推進に関する法律）、その他の計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）と一体のものとして作成することができます。

3 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」について

市町村は、こども基本法に基づき、国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案し、こども計画を策定することが努力義務化されていることから、西東京市においても、市町村こども計画を見据えた次期計画を策定する必要があります。